

V. 育成活動推進課

1-1 地域子ども事業調整

1-1-1 地域子ども事業調整

○利用者管理システムの運用

キッズ・プラザ及び児童館内学童クラブを利用する児童の入退館を把握し、児童の安全・安心な環境整備を推進するため、キッズ・プラザ利用者管理システムの運用を行う。

○学童保育システムの運用

学童クラブ利用状況の把握と保育料の管理のため、学童保育システムの運用を行う。

○地域子ども施設の日常管理

学童クラブ利用申請書の作成や、児童館で使用しているプリンターのリース契約など、児童館や学童クラブなどの経常業務で必要な物品等の管理を行う。

1-1-2 地域子育て支援

○中野区次世代育成委員

地域に暮らす立場から育成活動、子育て支援活動、学校や子ども関連施設と連携した子育て・子育てネットワークづくりを行うため、地域推薦（各中学校区に推薦会を設置）を受け区長が委嘱している。会議での情報提供や研修会の開催、委員や活動について広く周知するなど、活動の支援を行う。

1 活動内容

- (1) 地区懇談会の事務局を担い、学校や地域の子どもに関わる団体、施設をつなぐことで、地域の課題を解決したり、相互の連携を図り、子育て・子育てネットワークを広げる
- (2) 学校行事や地域の育成活動、事業への参加を通じて子どもの状況や課題を把握する
- (3) 子育て・子育て活動に関する地域の情報を区役所その他の関係機関へ提供する
- (4) 情報提供や提案、助言などの方法により、区の事業や施策形成に協力する
- (5) 地域のさまざまな人材と地域や学校との連携を推進させていくコーディネーターの役割を担う

2 実施状況

- (1) 令和6年度会議等開催状況 全体会 6回
- (2) 次世代育成委員の活動期間と定数

期	活動期間	定数(人)
第6期	令和5年4月1日～令和8年3月31日	28
第5期	令和2年4月1日～令和5年3月31日	28
第4期	平成29年4月1日～令和2年3月31日	29

事業開始 平成20年4月

根拠法規 中野区次世代育成委員規則

中野区次世代育成委員推薦会設置要綱

○放課後子ども教室推進事業

地域のさまざまな大人が参画し、学校施設や公共施設等を活用して、放課後や土・日・休日に子どもたちの安心で安全な活動の拠点や居場所を提供するため、地域の団体から事業提案を受け、区が適当と認めた事業について委託している。

小学生を中心に、幼児や中学生も参加でき、活動内容は、スポーツ、文化活動、創作活動、地域住民との交流活動などがある。

実施状況

(1) 令和6年度 委託事業一覧

※は区民活動センター

	事業名	主な事業内容	主な実施場所	参加人数(人)
1	夢かけ：弥生あそび場教室	世代間交流、園芸他	弥生児童館他	531
2	やよいＹＹネット	工作、手芸、自由遊び	朝日が丘児童館他	496
3	とちまるランド	工作、季節行事他	東中野区活※他	1,235
4	夢発見！草っパラダイス	野外自由遊び	上高田台公園他	1,852
5	パワーズオンサンデー	工作、自由遊び他	上高田児童館他	824
6	F.B.A	バスケットボール	江原小、七中他	3,055
7	ヌマスタ（沼袋青少年音楽スタジオ）	音楽活動	沼袋区活※	260
8	みんなのこども空間	工作教室、自然教室他	北原児童館他	712
9	ふれあいスペース	生け花教室	大和区活※	170
10	ぴよこたんC l u b	工作、学習支援他	武蔵台小他	368
11	わくわくいきもの教室	いきもののクイズ他	宮の台・野方児童館他	411
12	わくわく！あそびば	野外自由遊び	東山公園他	473
13	プレーパークわくわく大和	野外自由遊び	大和公園他	1,669
14	わくわくわらっぴー ボッチャ部	ボッチャ	令和小	604
15	南中野ふれあいプレーパーク	野外自由遊び	本五ふれあい公園	889
16	ともだち☆ひろば	野外自由遊び	丸山塚公園	409
17	和菓子づくりをたのしむ会	和菓子づくり	鷲宮区活※他	229
18	れいさぼプロジェクト	和太鼓体験等	令和小他	791

(2) 委託団体数、参加者数 過去3年間の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委託団体数(団体)	17	19	18
参加者数(人)	12,666	14,208	14,978

事業開始 平成19年4月

根拠法規 中野区放課後子ども教室推進事業実施要綱

＜中野区における放課後子ども教室推進事業とは＞

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう実施している。

中野区では、以下の3事業を放課後子ども教室推進事業として位置付けている。

- (1) 委託団体が実施する「地域育成団体委託事業」
- (2) 小学校内で実施する「キッズ・プラザ事業」
- (3) 児童館が小学校施設等を活用して実施する「学校・地域連携事業」

《放課後児童対策パッケージ 2025 に基づく学童クラブとは》

国の「放課後児童対策パッケージ 2025」において、学校（校舎、敷地）内における放課後子供教室と連携する放課後児童クラブ（学童クラブ）の整備が推進されている。

中野区では、全小学校内に順次キッズ・プラザ（放課後子ども教室）を整備し、学童クラブ一体型の運営を進めている。令和7年4月現在、14か所のキッズ・プラザを整備した。

○子育てひろば事業

国の「地域子育て支援拠点事業（一般型）」として、中野区子育てひろば事業実施要綱に基づき、乳幼児親子が気軽に利用できる交流の場を提供し、乳幼児親子同士の交流を深める取組や、子育てについての相談、情報提供などの援助を行っている。

また、児童館が実施している「乳幼児親子ほっとルーム」事業は、国の「地域子育て支援拠点事業（連携型）」にあたる。

実施状況

（1）令和6年度 参加者数等の実績（一般型）

（単位：人）

ひろば名称 (実施場所)			子ども	大人	計	実施日	開設年月
直 営	1	ぼぼたんルーム (城山ふれあいの家)	6,638	5,738	12,376	週6日	平成25年11月
	2	みずちゃんルーム (みずの塔ふれあいの家)	5,441	5,162	10,603	週6日	令和3年4月
委 託	3	びよびよひろば (東部区民活動センター)	2,399	2,390	4,789	週5日	平成21年5月
	4	集いの広場 (聖オディリアホーム乳児院)	2,677	2,347	5,024	週5日	平成22年7月
	5	どんぐり (中部すこやか福祉センター)	5,265	5,155	10,420	週6日	平成23年7月
	6	すくすくクラブ (南部すこやか福祉センター)	3,608	3,602	7,210	週6日	平成28年7月
	7	いちごルーム (にじいろはくおう学童クラブ内)	3,896	3,819	7,715	週6日	平成22年4月
	8	ペンギン広場 (沼袋3-28-10 シナノビル3F)	1,187	1,062	2,249	週5日	平成31年2月
	9	にじいろルーム中野駅南口 (コーシャハイム中野フロント)	4,292	4,222	8,514	週6日	令和2年4月
	10	パレットひろば (打越保育園)	1,030	1,034	2,064	週5日	令和2年6月
	11	子育てひろばベアーズ (仲町保育園)	1,088	1,009	2,097	週5日	令和3年4月

(2) 一般型 過去3年間の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数(か所)	11	11	11
参加人数(人)	58,076	68,220	73,061

(3) 連携型(児童館「乳幼児親子ほっとルーム」) 過去3年間の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数(か所)	16	16	16
参加人数(人)	104,795	113,670	116,807

事業開始 平成21年4月

根拠法規 中野区子育てひろば事業実施要綱

○乳幼児親子支援活動助成

乳幼児親子の居場所づくりや乳幼児の一時預かりを実施する育成団体の活動に助成金を交付する。

1 対象事業

広く一般の乳幼児親子が参加できる次の2つの活動で、1回1時間30分以上、年6回以上行うもの

(1) 乳幼児親子の居場所やひろばを開設し、親子の交流を図る活動

(2) 乳幼児の一時預かりの活動

(WEB会議システム等インターネットを活用した乳幼児親子の交流を図る活動を含む)

2 助成額(年間の活動回数により、定められた単価に回数を乗じて算出、年24回を限度とする)

(1) 年間実施回数 6回～12回 1回あたり2,500円

(2) 年間実施回数 13回～24回 1回あたり3,000円

乳幼児親子支援活動助成金過去3年間の交付・団体活動実績

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付団体数(団体)		10	8	8
参加者数 (延人数)	乳幼児(人)	1,379	977	724
	保護者(人)	1,270	818	745
団体活動者(延人数)(人)		616	501	467

事業開始 平成19年4月

根拠法規 中野区乳幼児親子支援活動助成金交付要綱

○子育て支援地域づくり啓発助成

子どもたちの健全育成を目的に、地域内の子どもを対象とした活動を行う団体や住民が連帯協力して結成した中野区青少年育成地区委員会が行う事業のうち、次の対象事業に該当する活動に対し、助成金を交付する。

なお、令和7年度より中野区青少年育成地区委員会助成へ名称及び内容を変更している。

1 対象事業（令和6年度）

地域における子育て支援活動、健全育成事業等の情報発信を目的とした広報紙等の発行事業

2 助成額（助成対象団体が当該年度に行う助成対象事業の実施に必要な経費とし、広報誌等の総配布部数に応じて定めた額とする）

（1）総配布数	7,000 部未満	限度額 140,000 円
（2）総配布数	7,000 部以上 10,000 部未満	限度額 160,000 円
（3）総配布数	10,000 部以上	限度額 180,000 円

子育て支援地域づくり啓発助成金過去3年間の交付団体数・広報紙配布部数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付団体数（団体）	13	13	13
総配布部数（部）	104,391	96,349	113,396

事業開始 平成22年4月

根拠法規 子育て支援地域づくり啓発助成金交付要綱

○中野区地区懇談会

子どもの育ちと子育て家庭を支える地域づくりを効果的に推進するため、区立中学校の通学区域を単位として設置し、子どもと家庭に関わる地域の課題と課題解決に向けた取組や学校・家庭・地域及び関係機関の連携に関して協議する。

1 地区懇談会の構成員

- （1）次世代育成委員
- （2）学校、児童福祉施設等において子どもの育成に携わる者
- （3）青少年育成地区委員会が推薦する者
- （4）町会が推薦する者
- （5）中野区立小学校PTAが推薦する者
- （6）中野区立中学校PTAが推薦する者
- （7）民生児童委員
- （8）その他区長が必要と認める者

2 令和6年度 地区懇談会の開催実績

学校区	テーマ	担当児童館等
南中野中	年間テーマ『『向き合い・ふれあい・みつめあい』地域・家庭・学校のコミュニケーション』 第1回テーマ「豊かなコミュニケーション力を育てよう～私たちにできることは～」 第2回テーマ「豊かなコミュニケーション力を育てよう～私たちにできることは～」	南中野、みなみ、 キッズ・プラザ新山、 キッズ・プラザみなみの
二中	年間テーマ「地域でいきいき子育て」 第1回テーマ「子どもが求める大人の役割」 第2回テーマ「子どもが求める大人の役割PART2～子どもは地域の力！～」 「子どもを含めた地域防災について」	弥生、朝日が丘、宮の台、 キッズ・プラザ中野第一
中野東中	年間テーマ「みんなの居場所、心の居場所、どこにどんな居場所があるか」	文園、城山ふれあいの家、 キッズ・プラザ塔山、 キッズ・プラザ白桜、 キッズ・プラザ谷戸
五中	年間テーマ「家庭・地域・学校 3つのわ（話・環・和）が育てる未来の子ども」 第1回テーマ「子どもと防災～そのとのために備えよう～」 第2回テーマ「子どもと防災～みんなで防災対策を考えよう～」	上高田、新井薬師、 キッズ・プラザ白桜、 キッズ・プラザ令和
中野中	年間テーマ「世代をこえて集える地域」 第1回テーマ「コミュニティスクールについて」 第2回テーマ「子どもをとりまく様々、とことん語ろう」	文園、野方、 キッズ・プラザ桃花
七中	年間テーマ「地域で活躍する子どもを育てる」 第1回テーマ「夏休みの子どもたちの行動を知ろう」 第2回テーマ「子どもが自発的に活動する」とは？」	みずの塔ふれあいの家、 キッズ・プラザ江古田、 キッズ・プラザ江原
緑野中	年間テーマ「未来に向けて、子どもたちと共に」	北原、野方、 キッズ・プラザ緑野
明和中	第1回テーマ「実は…なんども「きいてくれる」地域のひとたち」 第2回テーマ「子どもの「なんでやねん！」をキャッチ」	大和、大和西、 鷺宮、若宮、西中野、 キッズ・プラザ美鳩 キッズ・プラザ鷺の杜
北中野中	年間テーマ「聞いてみよう話してみよう 防災のことPART2」	西中野、かみさぎ、 キッズ・プラザ武蔵台

事業開始 平成20年12月

根拠法規 中野区地区懇談会設置要綱

1-1-3 民間運営施設管理

○キッズ・プラザ及び学童クラブの運営委託

5年ごとに運営事業者の選定及び委託、3年ごとに事業実施評価に基づいた契約更新等を行う。学童クラブについては、特別支援対応児童や医療的ケア児及び待機児童に対する対応・検討も併せて行う。

令和6年度 委託状況

- (1) キッズ・プラザ業務運営委託 14 か所（学童クラブ含む）
- (2) 学童クラブ業務運営委託 11 か所

1 事業の概要

(1) キッズ・プラザ

- ①利用対象 区内在住・在学の小学生
- ②利用方法 登録により利用証を貸与し、利用の際カードリーダーに利用証をかざすことにより、入室・退室時間の管理を行う。希望する保護者へはメール配信サービスを行う。
- ③開設日時 放課後から午後6時まで。学校休業日は、午前8時30分から午後6時まで。
日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休み。

(2) 学童クラブ

- ①利用対象 ※以下の条件を全て満たす児童
 - ・中野区に在住する児童
 - ・小学生（ただし、小学校4年生～6年生は特に保護が必要と認められる児童）
 - ・保護者の就労等により放課後に保護が受けられない児童
- ②開設時間
 - ・月曜日～金曜日 下校時～午後7時
 - ・土曜日、学校休業日 午前8時～午後7時
- ③休業日
 - ・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ④保護者負担 ※免除制度あり
 - ・保育料 月額 5,600 円

2 事業実績

(1) キッズ・プラザの過去3年間の利用実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数（か所）	13	13	14
登録児童数（人）※	7,535	7,830	8,479
年間利用者数（人）	318,790	372,139	416,322

※登録児童数は各年度5月1日現在

(2) 区立学童クラブの過去3年間の利用実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数(か所)	25	25	25
定員(人)	1,703	1,713	1,845
登録児童数(人)※	1,616	1,601	1,702
年間利用者数(人)	19,201	19,070	19,967

※登録児童数は各年度4月1日現在

根拠法規 中野区立キッズ・プラザ条例、同条例施行規則

中野区立キッズ・プラザ運営委員会設置要綱

児童福祉法

中野区立学童クラブ条例、同条例施行規則

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

○民間学童クラブ運営費補助

児童福祉法第6条の3第2項に定められた放課後児童健全育成事業を行う民間学童クラブに対して運営費の補助を行い、待機児童の解消を図るとともに午後8時までの開設を行うことで、就労と子育ての両立を支援している。令和6年度の補助は18か所であった。

1 事業の概要

(1) 利用対象 ※以下の条件を全て満たす児童

①中野区に在住する児童

②小学生(ただし、小学校4年生～6年生は特に保護が必要と認められる児童)

③保護者の就労等により放課後に保護が受けられない児童

(2) 開設時間

①月曜日～金曜日 下校時～午後8時 ※一部施設は、午後7時30分

②土曜日、学校休業日 午前8時～午後8時 ※一部施設は、午後7時30分

(3) 休業日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

(4) 保護者負担 ※免除制度あり

保育料 月額5,600円

2 事業実績

民間学童クラブの過去3年間の利用実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数(か所)	17	17	18
定員(人)	672	675	725
登録児童数(人)※	478	470	525
年間利用者数(人)	5,617	5,535	6,330

※登録児童数は各年度4月1日現在

事業開始 平成19年度

根拠法規 中野区民間学童クラブ運営費補助要綱

○民間学童クラブ整備費補助

民間事業者が新たに開設する学童クラブの整備費等経費を補助する。

※令和6年度補助実績なし

根拠法規 中野区民間学童クラブ施設整備費補助金交付要綱

1-1-4 地域子ども施設管理

○児童館運営

児童館は、児童福祉法第40条に定められた「児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにする」ことを目的とした施設で、乳幼児親子から18歳までの児童を対象とし、さまざまな活動や体験事業には地域の大人や育成団体が関わっている。

1 事業の内容

令和7年度から、類型ごとに機能を強化した運営を行っている。

(1) 基幹型児童館

①機能

子どもたちの身近な居場所・遊び場・交流の場であるとともに地域の子育て・子育ての拠点として中学校区に1館配置。利用者支援専門員が相談や情報提供、助言等を行っている。

②対象児童館

南中野児童館、宮の台児童館、城山ふれあいの家、野方児童館、上高田児童館、みずの塔ふれあいの家、北原児童館、大和児童館、かみさぎ児童館

(2) 乳幼児機能強化型児童館

①機能

0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として、これまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、特に乳幼児親子を対象としたイベント等を拡充する。委託事業者により運営を行う。

②対象児童館（令和7年4月1日現在）

朝日が丘児童館、新井薬師児童館

③今後移行予定児童館

みなみ児童館、弥生児童館、文園児童館、大和西児童館、西中野児童館、鷺宮児童館

(3) 中高生機能強化型児童館

①機能

0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として、これまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、特に中学生・高校生世代の子どもを対象とした事業を拡充する。委託事業者により運営を行う。

②今後移行予定児童館

若宮児童館

2 施設利用

(1) 利用時間

	月曜日	火・木・土曜日	水・金曜日	日曜日
基幹型児童館	午前 10 時～午後 6 時		午前 10 時～午後 7 時	休館
乳幼児機能強化型児童館	午前 10 時～午後 7 時			
上記以外の児童館	休館	午前 10 時～午後 6 時		休館

※祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休館

(2) 利用対象

① 0 歳～18 歳の児童（乳幼児は保護者の同伴が必要）

② 児童の保護者、育成者

(3) 児童館の集団利用（開館時間内）

児童の保護者・地域住民が児童の健全育成を目的として利用する場合や児童の団体に、児童館の貸出しを行っている。

(4) 児童館の特例利用（日曜日の利用）

健全育成団体を対象に日曜日に児童館の貸出しを行っている。

(5) 児童館器材貸出し

健全育成者を対象に児童館の器材の貸出しを行っている。

3 利用状況

(1) 利用者数 過去 3 年間の実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施か所数（か所）	18	18	18
利用者数（人）	351,481	396,404	415,858

(2) 令和6年度 各児童館・ふれあいの家の利用者数

(単位：人)

児童館	総 数	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人
南中野	15,594	4,450	5,844	423	587	4,290
みなみ	18,602	4,606	8,020	47	9	5,920
弥生	11,096	3,492	3,786	587	1	3,230
朝日が丘	24,809	5,845	13,565	167	223	5,009
宮の台	22,847	3,337	11,625	502	32	7,351
城山	34,323	6,638	12,743	1,612	200	13,130
文園	30,669	4,386	19,226	242	4	6,811
上高田	17,281	5,560	6,040	388	13	5,280
新井薬師	20,719	4,294	8,704	123	25	7,573
みずの塔	19,821	5,441	7,725	526	9	6,120
北原	34,264	3,365	22,358	169	33	8,339
野方	34,701	3,878	20,462	108	8	10,245
大和	30,627	2,054	21,174	1,220	23	6,156
大和西	20,338	2,327	12,159	190	3	5,659
鷺宮	17,499	7,001	3,211	502	17	6,768
西中野	16,940	2,439	10,501	178	0	3,822
若宮	15,824	4,644	5,596	961	133	4,490
かみさぎ	29,904	4,572	18,106	276	86	6,864
合 計	415,858	78,329	210,845	8,221	1,406	117,057

根拠法規 児童福祉法

中野区立児童館条例、同条例施行規則

中野区立ふれあいの家条例、同条例施行規則

中野区立児童館の特例利用に関する要綱

中野区児童館器材貸出要綱

○地域子ども施設整備

区立小学校内のキッズ・プラザ整備のほか、児童館等の大規模改修や修繕を行う。

2-1 育成活動支援

2-1-1 育成活動支援

○中野区区民公益活動への政策助成

区民団体が、区民を対象に自ら行う公益活動のうち、次の助成対象すべてに該当する事業に対し、助成金を交付する。

1 助成対象

- (1) 不特定多数の中野区民の利益の増進に寄与する、非営利の事業
- (2) 令和6年度中に実施する事業（事業実施が令和6年度であれば、申請前に実施済みでも可）
- (3) 宗教・政治・選挙活動を目的としない事業
- (4) 国又は地方自治体（中野区を含む）、中野区から助成を受ける団体のいずれからでも、助成等を受けていない事業

2 事業内容

公益活動のうち、「子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動」で以下の区政目標を実現することに、当該事業がどの程度貢献しているかを審査し、交付決定・助成を行う。

- (1) 子どもの権利擁護の推進、子どもの権利に係る相談、子どもが意見を表明する機会の提供など、子どもの権利の尊重と理解促進につながる取組
- (2) 子どもの貧困対策や生活環境の改善、困難を抱える子どもの学習の機会の確保、子どもの経験・体験の機会の確保などにつながる取組
- (3) 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につながる取組
- (4) 特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進につながる取組
- (5) 地域における子育て支援活動の促進につながる活動
- (6) 妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実につながる活動
- (7) 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援の充実につながる取組
- (8) 若者が地域や社会で活躍できる環境づくりにつながる活動
- (9) 社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援の充実につながる取組

政策助成金申請・実施事業過去3年間の実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請団体数（団体）	31	35	45
申請事業数（事業）	39	47	57
実施団体数（団体）	31	35	42
実施事業数（事業）	39	46	52

事業開始 平成19年4月

根拠法規 中野区区民公益活動の推進に関する条例、同条例施行規則
中野区区民公益活動に対する資金の助成に関する要綱

2-1-2 健全育成

○二十歳のつどい（旧：成人のつどい）

「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」という成人の日制定の趣旨により、中野区主催で記念行事を実施。民法改正により成年年齢が引き下げられたが、引き続き当該年度に満20歳となる方が対象。企画・運営は対象者による実行委員会が担当する。昭和48年から、実行委員会形式で実施している。

令和6年度実績

（1）日時 令和7年1月13日（月） 第1部：12時30分～13時20分

第2部：15時30分～16時20分

（2）会場 中野区もみじ山文化センター（なかのZERO大ホール）

（3）内容 式典（区長・議長祝辞、来賓紹介）

アトラクション（実行委員作成の中野区や過去を懐かしむクイズ大会、芸能人よりお祝いのコメント映像、フィナーレイベント（全体集合写真撮影））

二十歳のつどい（旧：成人のつどい）過去3年間の参加者数

	令和5年	令和6年	令和7年
参加者数（人）	1,021	1,044	1,092
参加率（％）	38.0	36.3	34.4

二十歳のつどい（旧：成人のつどい）過去3年間の実行委員会活動実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実行委員（人）	14	12	7
実行委員会活動回数（回）	14	13	14

